

江南幼稚園長
各小・中学校長 } 様

熊谷市教育委員会教育長

緊急事態宣言に係る学校の対応等について（依頼）

標記の件について、別添写しのとおり、埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長から連絡がありました。

つきましては、下記のとおり対応願います。

記

1 学校における対応について

- (1) 登校時や授業中においても、児童生徒の健康観察（体温、顔色、表情等）を徹底する。
- (2) 校内の消毒はもとより、手洗い、適切な換気・保湿、マスクの着用を徹底する。
- (3) 音楽科でのリコーダーや鍵盤ハーモニカを演奏する活動、家庭科における調理実習等、マスクをはずす必要がある教育活動については原則中止とする。
なお、合唱については「マスクを必ず着用する」、「児童生徒同士の間隔を十分に確保する」など、感染症予防を徹底することにより実施してよいこととする。
- (4) 給食時は対面ではなく前向きにし、食事中の会話は控えるように指導する。
- (5) 部活動は原則中止とする。なお、生徒の体力向上のためにできる活動（ランニング等の接触を伴わない活動）については実施してもよいこととする。
- (6) 修学旅行等の代替行事については、実施の時期や目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得た上で、中止または延期を含めて実施の可否を判断する。
- (7) 令和3年度県公立高等学校入学者選抜は、感染症予防対策を講じ、予定通り実施されることについて、生徒及び保護者に周知すること。

2 家庭への対応について

1月9日（土）からの3連休を含め、規則正しい生活習慣や不要不急の外出を控える等、家庭での感染予防に向けた対応に加え、「体調不良の際は登校しない・させない」ことについても、改めて学校メール等で保護者に周知する。

担 当	学校教育課	爪 川
電 話	048-524-1111	内線 (384)
F A X	048-525-9330	
E-mail	tsumekawa3091@city.kumagaya.lg.jp	